

いつかためになる

法律知識

Vol.15
任意後見



弁護士 井上 航
産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

認知症は、さまざまな原因により脳の機能がうまく働かず、生活に支障が出ている状態の総称です。

平成24年の厚労省の調査では、65歳以上で認知症の方が推計約462万人、認知症になる可能性のある軽度認知障害の方が推計約400万人いるそうです。この推計が正しいなら、65歳以上の4人に1人が認知症かその予備軍となります。認知症は、年齢を重ねるほど発症しやすくなり、完全な予防策はありません。誰でも認知症になる可能性があります。

Q 年齢もあって物忘れが多くなりました。元気な間は一人で生活をしたと考えているのですが、このまま認知症が進行してしまう前に準備することはありますか。

A 物忘れの原因は認知症とは限りません。例えば、「昼に食べたおかずを思い出せない」というのは単なる老化による記憶力低下の可能性もあります。しかし、「昼食をとったこと自体を覚えていない」のは認知症の可能性が高いと言われています。早目に医師に相談して、必要があれば早期の治療につなげることが重要です。

認知症ではないとしても準備は必要です。認知症になってから介護サービスの申込みや老人ホームの選択・入居手続きを自分で行うのは困難ですし、近い親族であっても本人に代わって契約や手続をするのは簡単ではありません。また、認知症で判断能力が低下することで詐欺に引っかけたり、老後の蓄えを失うこともありますので、そういった危険にも備えなければなりません。

こういった準備が必要なのは、ご本人や親族の考え、状況

などにより違うとは思いますが、今回は一つの方法として任意後見契約について説明します。

任意後見契約は、認知症などにより判断能力が不十分になった後の「介護や生活面の手配」と「財産の管理」に関する事務を任意後見人にあらかじめ委託する契約です。

特徴として、任意後見人には裁判所が選んだ任意後見監督人をセットで置き、任意後見人の業務を監督することになります。これにより、任意後見人による本人財産の使い込みや不適當な業務を監督することができます。

きる仕組みになっています。そのため、後見業務の開始後は任意後見人の報酬と任意後見監督人の報酬の両方が必要になります。任意後見人の報酬は契約をする際に本人と任意後見人の話し合いで決めるので、無報酬とすることもできます。任意後見監督人の報酬は裁判所が決めることとなります。

任意後見にも状況に応じてバリエーションがあり、また任意後見までしなくとも対応できることもあります。迷ったときには法律専門家や福祉の専門家に相談してください。

相談はこちらまで

- 福島県弁護士会 原子力発電所 事故被害者救済支援センター
TEL 024(533)7770
* 受付時間 (平日 10時～15時)
* 東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。
- 震災法テラスダイヤル
TEL 0120(078309)
* 受付時間 (平日 9時～21時、土曜日 9時～15時)
* 福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
TEL 0243(62)0167